

菊池地区危険物安全協会会費算定表

項	会 費 負 担 区 分	金 額	
1	許 可 施 設 毎	1, 5 0 0 円	
2	事業所の 貯蔵・取り 扱い数量	(1) 指定数量の 1 0 倍以下	1, 0 0 0 円
		(2) 指定数量の 1 0 倍を超え 1 0 0 倍以下	2, 0 0 0 円
		(3) 指定数量の 1 0 0 倍を超え 2 0 0 倍以下	2, 5 0 0 円
		(4) 指定数量の 2 0 0 倍を超えるもの	3, 5 0 0 円
3	賛 助 会 員	2, 5 0 0 円	

熊本県危険物安全協会 会費の算定額 (1)

指定数量の倍数		会費算定額
イ 1 0 倍以下	1 施設につき	2 0 0 円
ロ 1 0 倍を超え 1 0 0 倍以下	1 施設につき	3 0 0 円
ハ 1 0 0 倍を超え 2 0 0 倍以下	1 施設につき	6 0 0 円
ニ 2 0 0 倍を超え 5, 0 0 0 倍以下	1 施設につき	1, 1 0 0 円
ホ 5, 0 0 0 倍をこえるもの	1 施設につき	1, 6 0 0 円

※ 地区協会が県協会へ納入する負担金の算定表

※ 平成 2 8 年 4 月 1 日 会費規程改正

一般財団法人熊本県危険物安全協会会費規程 第 2 条 (2) より「前号により算定した会費算定額の合計が 5 0 0 円未満となる事業所については、**5 0 0 円**として算定する。」